所管部(局)・課 有明海再生・環境課

		<u>// </u>				
法令名	土壤汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号			
不利益処分の種類	汚染土壌処理業の許可の取消し等	根拠条項	第25条			

(許可の取消し等)

第25条

都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその 事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第22条第3項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第22条第3項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第22条第1項の許可(同条第4項の許可の更新を含む。)又は第23条第1項の変更の許可を受けたとき。

分基準

処

対応	1 徳聞の実施※1	処理	有明海再生・環境課	交付	有明海再生・環境課	目次	
区分	2 弁明の機会の付与※2	機関		機関		ΝO	

※1許可取り消しの場合

※2事業の全部、又は一部の停止命令の場合